

共に生きる 地域づくりを

内灘町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所

県指定事業所 事業所番号 1771400114
(〒920-0271 河北郡内灘町字鶴ヶ丘2丁目161番地1
内灘町保健センター2階
TEL 076-286-6950 FAX 076-286-6951
<http://www2.spacelan.ne.jp/~uchisyakyo/>
E-mail: uchisyakyo@m2.spacelan.ne.jp

初版

理念

ご利用者の地域のつながりを大切にし、地域住民の皆様とこの町で「共に生きる地域づくり」に誠心誠意取り組みます。そして、その人がその人らしく暮らしていけるよう支援します。

利用時間・サービス地域

●営業日及び受付時間

月～金 午前9時から午後5時
(土・日・祝日 12月29日～1月3日を除く)

●サービス提供時間帯

月～金 午前9時から午後5時
(土・日・祝日 12月29日～1月3日を除く)

●実施地域

内灘町

所在地



居宅介護支援事業所のサービスとは

ご自宅で介護を必要とされる方が、介護保険制度の適切なサービスを受けられるよう、ケアプランを作成し、その実施を見守っていくサービスです。

サービスの内容

- ① 適切な介護サービスを利用できるように、ご利用者とそのご家族のご希望をうかがいながら、心身の状態や家庭の状況にも配慮してケアプランを作成します。
- ② 介護サービスの実施に必要な連絡調整、変更時の対応を行います。
- ③ 継続的な介護サービスの評価、必要に応じてケアプランの変更を行います。
- ④ 要介護認定の更新申請等の手続き代行をします。
- ⑤ 市町村や保健医療サービス、福祉サービス機関との連絡、調整や相談を行います。
- ⑥ 苦情等の受付を行います。

ご利用できる方

要介護1～5と判定された方：

居宅介護支援事業所のケアマネージャがケアプランを作成します。

要支援1、2と判定された方：

地域包括支援センターがケアプランを作成します。

居宅介護支援サービスのご利用料金

利用料は全額保険からでますので、ご利用者の自己負担はありません。

プライバシーの保護

居宅介護支援を提供する上で知りえたご利用及びその家族に関する事項を正当な理由なくして第三者に漏洩しません。(守秘義務)

介護保険で利用できる在宅サービス

訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが自宅を訪問して、食事、排泄・入浴の世話などの身体介護や掃除、洗濯、調理などの生活援助を行います。	通所介護 (デイサービス)	日帰りでデイサービスセンターなどに通い、入浴や食事の提供、機能訓練などを受けます。
訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車などが自宅を訪問して、入浴サービスを行います。	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師・歯科衛生士などが自宅を訪問して、療養上の管理や指導を行います。
訪問看護	看護師などが自宅を訪問して、病状の観察や床ずれの手当などを行います。	短期入所生活介護 (ショートステイ)	短期間、特別養護老人ホームなどに宿泊して、日常生活上の介護を受けます。
訪問リハビリテーション	専門職が自宅を訪問してリハビリテーションを行います。	短期入所療養介護 (ショートステイ)	短期間、介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに宿泊して、介護やリハビリテーションを受けます。
通所リハビリテーション (デイケア)	日帰りで医療機関や介護老人保健施設などに通い、入浴や食事の提供、機能訓練などを受けます。	生活環境を整えるサービス	- 福祉用具貸与 - 福祉用具購入費の支給 - 住宅改修費の支給

介護保険で利用できる施設サービス

認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の方が少人数で共同生活をしながら、入浴、排泄、食事の介護や機能訓練などを受けます。
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常に介護が必要で、自宅での介護が難しい方が入所して、日常生活の介助などを受けます。
介護老人保健施設	症状が安定し、リハビリテーションに重点を置いたケアを必要とする方が入所して、医学的な管理のもとで介護や機能訓練などを受けます。
介護療養型医療施設	症状が安定し、長期間の療養が必要な方が入所して、医療や看護または介護などを受けます。
サービスの利用料金 介護保険のサービスを利用した場合、原則としてサービス費用の1割をご利用者が負担して、残り9割は介護保険から給付されます。 ショートステイや施設サービスを利用する場合、1割の利用料の他に、食費や滞在費等が自己負担となります。	